

県北広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年7月8日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林170番1地先から第22地割字明内49番1地先まで	新	A 19.0～7.0 m	m 2,484.5
九戸郡野田村大字野田第26地割字城内62番5地先から62番44地先まで		B 44.3～14.5	260.0
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林2番1地先から第22地割字明内49番1地先まで		C 56.2～10.1	1,487.6
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林170番1地先から第22地割字明内49番1地先まで	旧	A 19.0～7.0	2,484.5
九戸郡野田村大字野田第26地割字城内62番5地先から62番44地先まで		B 44.3～14.5	260.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年7月8日から同年8月8日まで